

他方当事者に知られたくない情報がある方へ

申立書、資料等を提出する際に、他方当事者に知られたくない情報がある場合には、原則として当事者において、該当箇所をマスキングするなどして、当該情報が書面に現れないようにすることが大切です。

当該部分をマスキングすることができない事情がある場合には、当事者間秘匿制度又は非開示希望申出を利用していただくこととなります。

当事者間秘匿制度には手数料がかかるなど、両制度は、それぞれ要件や手数料の要否が異なります。これらの制度について知りたい方は、当裁判所又はお近くの家庭裁判所までお尋ねください。

なお、いずれの制度についても、裁判官の判断によっては非開示の希望が認められないことがあります。他方当事者に知られたくない情報については、裁判所に提出する書面に現れないようにすることを優先してください。

* この用紙はコピーして使用してください。 *

令和 年（家 ）第 号

非開示の希望に関する申出書

* 本書面は、非開示を希望する書面がある場合だけ提出してください。
* 提出する場合には、必ず、この書面の下に、ステープラー（ホチキスなど）で非開示を希望する書面を留めて下さい。添付されていない場合、非開示の希望があるものとは扱われません。

1 別添の書面については、非開示とすることを希望します。

※ 非開示を希望する書面ごとにこの申出書を作成し、本申出書の下に当該書面をステープラー（ホチキスなど）などで付けて一体として提出してください（ファクシミリ送信不可）。

※ 資料の一部について非開示を希望する場合は、その部分分かるようにマーカーで色付けするなどして特定してください。

※ 非開示を希望しても、裁判官の判断により開示される場合もありますので、あらかじめご了承ください。なお、連絡先等の届出書について非開示を希望する場合には、原則として開示することはしない取り扱いになっています。

2 非開示を希望する理由は、以下のとおりです（当てはまる理由にチェックを入れてください。複数でも結構です。）。

- 事件の関係人である未成年者の利益を害するおそれがある。
- 当事者や第三者の私生活・業務の平穩を害するおそれがある。
- 当事者や第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされることにより、その者が社会生活を営むのに著しい支障を生じるおそれがある。
- 当事者や第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされることにより、その者の名誉を著しく害するおそれがある。
- その他（具体的な理由を書いてください。）

.....
.....
.....

令和 年 月 日

氏 名 _____ 印

ステープラー（ホチキスなど）で留めて下さい。